

長野県ドッジボール協会 公認審判員規程

(趣旨)

第 1 条

この規程は、長野県ドッジボール協会（以下「協会」という）公認審判員に関する事項について定める。

(協会公認審判員の任務)

第 2 条

1. 協会公認審判員は、協会主催及び支援大会等の審判及び大会競技役員等として大会運営に関わり、その任務にあたる。
2. 大会の審判職務内容については協会競技委員長が別に定める。
3. 大会時の運営任務内容は、大会実行委員長が定める。

(認定)

第 3 条

協会公認審判員の認定に伴う業務は、協会競技委員長が行う。

(協会公認審判員の受講資格)

第 4 条

協会公認審判員の受講資格は、満 18 歳以上であること。

(協会公認審判員の資格取得認定会)

第 5 条

協会公認審判員資格取得認定会は、次の方法により実施する。

1. 協会公認審判員の認定会については、協会競技委員長が必要に応じて開催し、1 日を基準とし筆記試験・実技試験を行う。
2. 認定会の細則は、別途定める。

(手続の方法)

第 6 条

協会公認審判員の登録、更新および各種変更（住所等）に係る手続きは、原則として本人が事務局に直接行うものとする。諸手続きの細則は、別途定める。

(受講料・認定料)

第 7 条

1. 協会公認審判員は、各認定会時・各登録時に所定の諸費を、その都度納めなければならない。
2. 受講料・認定料の細則は、別途定める。

(協会公認審判員の義務)

第 8 条

協会公認審判員は、原則として協会競技委員会が必要と認めて開催する審判研修会に出席しなければならない。

(資格の継続更新)

第 9 条

資格の継続更新については、次のとおりとする。

1. 継続更新を希望する者は、ルールブック改正年度に、協会の事務局にて購入をもって更新手続き完了とする。
2. ルールブック改定年度に購入をしない場合は、資格を失う。

(資格の抹消及び保留)

第 10 条

協会公認審判員は、自己都合で資格の抹消または保留をする場合については、直接、協会競技委員長に申請する。

(資格の適否審査)

第 11 条

次の事項に該当した場合、協会公認審判員としての適否を、協会常任理事会で審査される。

1. 協会公認審判員として、ふさわしくない言動があった場合。
2. 指定大会等に無断で欠席した場合。
3. 協会の規約、規程に違反した事例が発生した場合。

(協会公認審判研修会)

第 12 条

審判研修会は、審判員の技術の向上や競技規則の変更があった場合の伝達を目的とする。

1. 競技規則などの変更が生じた場合、協会競技委員会が機会を捉えて伝達する。
2. 協会競技委員会が審判技術向上の必要性があると判断したときに開催する。

(審判員の服装)

第 13 条

協会公認審判員の服装は、協会指定のものを着用する。

(協会公認審判員の所属)

第 14 条

1. 協会公認審判員は、協会に所属するものとする。
2. 他県での活動は原則的に認められない。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日より施行する。